

○東日本国際大学大学、いわき短期大学における公的研究費の管理・運営に関する
行動規範

(平成 27 年 2 月 26 日 大学教授会承認)

(平成 27 年 1 月 29 日 短大教授会承認)

東日本国際大学及びいわき短期大学（以下「本学」という。）は、建学の精神である儒学を根幹とした理念に基づき、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動の基準を行動規範として次のとおり定める。 本学の研究者（研究に関わる学生等を含む）及び事務職員等（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、競争的資金等が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、競争的資金等の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、競争的資金等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して競争的資金等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、競争的資金等の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、競争的資金等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。